令和7年度

福岡調理師専門学校学則

福岡調理師専門学校学則

第1章 組織

- 第1条 本校は教育基本法及び学校教育法の規定に従って調理師全般に関す する専門的知識、技能を授けると共に、併せて生徒の知性並びに教養を 高め、その応用能力を展開させることを目的とする。
- 第2条 本校は、福岡調理師専門学校という。
- 第3条 本校は福岡市中央区天神3丁目6番35号に置く。

第2章 課程及学科、修業年限、定員並びに休業日

第 4 条

課程名	昼	修業	入学	定員	総定員			
珠怪 石	夜	学科名	年限	4月生	10 月生	4月生	10 月生	量
衛生 専門課程	昼	調理師高度技術科	2	60		120		120
衛生 高等課程	昼	調理師本科	1	40	• • • •	40	••••	40
衛生 一般課程	夜	調理師本科	1.5	40	40	40	40	40
合 計	昼	調理師高度 技術科及び 調理師本科	• • •	100		160	••••	160
	夜	調理師本科		40	40	40	40	40

- 注)① 夜間部は、1年6ヵ月毎の入学・卒業
 - ② 修業年限·単位···年、 定員·単位···名

- 5条 本校の学年は次のとおりとする。
- (1) 昼間部 4月1日に始まり、翌年3月31日に至る期間。
- (2) 夜間部
 - (イ) 4月生募集の場合 4月1日に始まり、翌年9月30日に至る期間。
 - (ロ) 10 月生徒募集の場合 10 月 1 日に始まり、翌々年 3 月 31 日に至る期間。
- 2. 専門課程、一般課程の学期は次のとおりとする。
- (1) 昼間部

前学期は 4月1日から9月30日まで。 後学期は10月1日から翌年3月31日まで。

- (2) 夜間部
 - (イ)夜間部4月生 前学期は4月1日から12月31日まで。後学期は翌年1月1日から9月30日まで。
 - (ロ)夜間部 10 月生 前学期は 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで。 後学期は翌年 7 月 1 日から翌々年 3 月 31 日まで。
- 第6条 本校の休業日は次のとおりとする。
 - (1) 土曜日、日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
 - (3) 夏期休業、8月1日より8月31日まで。
 - (4) 冬季休業、12月25日より翌年1月5日まで。
 - (5) 春季休業、3月20日より4月5日まで。

第3章 教育課程、授業時間数及び教員組織

第7条 本校の教育課程及び授業時間数は別表1のとおりとする。

- 第8条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。
 - (1) 専門課程、一般課程は午前9時から午後4時40分まで(昼間)及び 午後6時から同9時30分まで(夜間)とする。

- 第9条 本校に次の教職員を置く。
 - (1) 校長
 - (2) 教員 7名以上
 - (3) 助手 3名以上
 - (4) 事務職員 3名以上
- 2. 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

1名

第4章 入学、休学、除籍、退学、卒業及び賞罰

- 第10条 本校の入学資格は次のとおりとする。
 - (1) 専門課程は学校教育法第82条の3の第3項に該当する者とする。
 - (2) 一般課程は学校教育法第47条に該当するものとする。
- 第11条 本校の入学期は次のとおりとする。
 - (1) 昼間部は第5条第1項に定める毎学年の始めとする。 尚、夜間入学の時期については4月及び10月とするが、毎学年卒業後 新学年を入学させる。
- 第12条 本校の入学手続きは次のとおりとする。
 - (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に、必要事項を記載し、第19条に定める入学申込み金を添えて、指定期日迄に出願しなければならない。
 - (2) 前項の手続きを終了した者に対して、面接試験等を行い、入学者を決定する。
 - (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から7日以内に、第19条に定める入学金、教材費を添えて入学手続きをとらなければならない。
- 第13条 生徒が疾病、その他止むを得ない理由により、30日以上休学する場合は、医師の診断書及びその理由を記し、校長の許可を受けなければならない。
- 2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することが出来る。
- 第14条 退学しようとする者は、その理由を記し、校長の許可を受けなけれ なければならない。
- 第15条 校長は次の各号の1に該当する者を除籍することができる。
 - (1) 同一学年に2年間在学し、なお進級並びに卒業できない者
 - (2) 所定の時期までに授業料、その他納付金を納めない者

- 第16条 授業科目修了の認定は、筆記又は口述による試験の成績、その他レポート審査など適当な方法による。ただし、実習、実技に係る授業科目については、その技能力の成績によって修了を認定する。
 - 尚、各授業科目の出席時間数が所定の時間数の3分の2に満たない者に ついては、授業科目修了を認定することができない。
- 2. 試験の成績は、優、良、可、不可で表し、優、良、可を合格とする。
- 第 17 条 本校所定の課程を修了したと認められる者には、卒業証書を授与する。この課程修了者は申請により厚生労働省認可の調理師免許が付与される。
- 2. 下記の課程・学科を終了した者には専門士の称号を授与する。

課程名	学科名	告 示
衛生専門課程	調理師高度技術科	平成10年12月21日新規告示
(修業年限2年)		平成21年 2月27日変更告示

- 第18条 成績優秀にして、他の模範となる者は、褒賞することがある。
- 第19条 次の各号の一つ以上に該当する者には、退学を命ずることがある。
 - (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱したり、犯罪行為を行う等、生徒としてふさわしくない 行いをした者。

第5条 入学金、授業料、その他

- 第 20 条 専門課程、一般課程の入学金、授業料等(授業料、実習費、施設設備費、学生諸費)は別表第 2 のとおりとする。
- 2. 入学期の前月末日までに入学辞退の届出をした者には、授業料等は返還 する。ただし、入学金はいかなる場合も返還しない。
- 第21条 健康診断は毎年、1回、別に定めるところにより実施する。

1. この学則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

1. この字則の施行	に関し、必安	な 尹 快 は 7	りに足める。
昭和 32 年	12月27日	初施行	
昭和 34 年	4月1日	改定	
昭和 35 年	4月1日	改定	
昭和 37 年	4月1日	改定	
昭和 42 年	4月1日	改定	
昭和 44 年	4月1日	改定	
昭和 51 年	4月1日	改定	
昭和 52 年	4月1日	改定	
昭和 53 年	4月1日	改定	
昭和 54 年	4月1日	改定	
昭和 55 年		改定	
昭和 56 年	4月1日	改定	
昭和57年	4月1日	改定	
昭和 58 年	4月1日	改定	
昭和 59 年	4月1日	改定	
昭和 60 年	4月1日	改定	
昭和 61 年	4月1日	改定	
昭和 62 年	4月1日	改定	
昭和 63 年	4月1日	改定	
平成元年	4月1日	改定	
平成2年	4月1日	改定	
平成4年	4月1日	改定	
平成5年	4月1日	改定	
平成6年	4月1日	改定	
平成7年	4月1日	改定	
平成8年	4月1日	改定	
平成9年	4月1日	改定	
平成 11 年	3月10日	改定	
平成 18 年	4月1日	改定	授業科目及び時間数
平成 19 年	4月1日	改定	定員及び授業科目
平成 20 年	4月1日	改定	教職員、修了認定及び授業料等
平成 20 年	4月1日	改定	学科名、授業科目及び授業料返還
平成 21 年	2月27日	改定	専門士
平成 21 年	4月1日	改定	マコエ 授業科目及び授業時間数
		改定	
平成 25 年	4月1日		定員
平成 26 年	4月1日	改定	課程名
平成 27 年	4月1日	改定	授業料等
平成 27 年	4月1日	改定	授業科目及び授業時間数
平成 28 年	4月1日	改定	授業料等
令和2年	4月1日	改定	授業料等
令和6年	4月1日	改定	授業料等
令和6年	4月1日	改定	定員
令和7年	4月1日	改定	授業料等

別表第 1-1 本校の教科課程、授業時間数(第 7 条関係) 衛生高等課程(昼間部)

昼 夜 別	授業科目	規定授業時間数		合 計
	食生活と健康(公衆衛生学)	90	90	
昼	食品と栄養の特性 (食品学) (栄養学)	150	90 60	
間	食品の安全と衛生 (衛生法規) (食品衛生学、実習を含む)	150	30 120	
溶	調理理論と食文化概論 (調理理論) (食文化概論)	180	120 60	
	調理実習	300	300	
	総合調理実習 (サービス論、飲食店経営論 を含む)	90	120	
	外国語(英語、フランス語)		60	
	合計			1,050

別表第 1-2 本校の教科課程、授業時間数 (第 7 条関係) 衛生専門課程 (昼間部)

昼 夜 別	授業科目	規定授業時間数	授 業 時 間 数	合 計
	食生活と健康(公衆衛生学)	90	90	
昼	食品と栄養の特性 (食品学) (栄養学)	150	90 60	
間	食品の安全と衛生 (衛生法規) (食品衛生学、実習を含む)	150	30 120	
部	調理理論と食文化概論 (調理理論) (食文化概論)	180	120 60	
	調理実習(校外実習を含む)	300	690	
	総合調理実習	90	180	
	小計		1, 440	
	外国語(英語、フランス語)		60	
	飲食店経営論、サービス論、 マーケティング論		180	
	ビバレッジ論、料理概論 製菓デザート学		210	
	小計		450	
	合計			1,890

別表第 1-3 本校の教科課程、授業時間数 (第 7 条関係) 衛生一般課程 (夜間部)

昼 夜 別	授業科目	規定授業時間数		合 計
	食生活と健康(公衆衛生学)	90	90	
夜	食品と栄養の特性	150		
	(食品学)		90	
	(栄養学)		60	
間	食品の安全と衛生	150		
	(衛生法規)		30	
7, 12	(食品衛生学、実習を含む)		120	
部	調理理論と食文化概論	180		
	(調理理論)		120	
	(食文化概論)		60	
	Titt offi of SIS	300		
	調理実習		300	
	総合調理実習			
	(サービス論、飲食店経営論 を含む)	90	90	
	合計			960

別表第2 衛生課程の入学金、授業料等(第20条関係) 衛生専門課程、衛生高等課程、衛生一般課程

受験料 20,000 円 〔衛生専門課程、衛生高等課程(昼間部)〕 10,000 円 〔衛生一般課程(夜間部)〕

入学金 150,000 円 〔衛生専門課程、衛生高等課程 (昼間部)〕 80,000 円 〔衛生一般課程 (夜間部)〕

(単位 円)

課程別	衛生専	門課程	衛生高等課程	衛生一般課程
昼夜別	昼間	引 部	昼間部	夜間部
学年次	1年次	2 年次	_	_
授業料	600,000	620,000	600,000	500,000
実習費	300,000	340,000	340,000	230,000
施設設備費	120,000	120,000	140,000	90,000
学生諸費	100,000	100,000	100,000	50,000
合 計	1, 120, 000	1, 180, 000	1, 180, 000	870,000